

宮崎市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市下水道条例（昭和52年条例第63号。以下「条例」という。）第7条第1項（宮崎市農業集落排水処理施設条例（平成3年条例第42号。以下「農集排施設条例」という。）第8条において準用する場合を含む。）による指定工事店及び責任技術者（以下「指定店等」という。）の違反行為に係る事務処理及び措置について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、指導及び報告等)

第2条 給排水設備課長（以下「課長」という。）は、指定店等が条例第7条第2項各号（農集排施設条例第8条において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以下「違反行為」という。）に該当する疑いがあると認めるときは、その事実関係を調査するものとする。

2 課長は、前項に規定する調査により、指定店等が違反行為を行ったと認めるときは、当該指定店等に対し、直ちに当該行為を是正するよう指導し、違反行為てん末書（様式第1号）を、指導の日から10営業日までに提出することを求めるものとする。

3 課長は、前項の規程により提出された違反行為てん末書を基に、違反行為調査兼報告書（様式第2号）を作成する。ただし、違反行為てん末書が提出されない場合でもその旨を付記し、違反行為調査兼報告書を作成することができる。

(行政指導及び処分の基準)

第3条 前条の規定の調査により別表1で定める違反行為が認められた場合の措置については、次の各号に掲げるとおりとし、その処分及び行政指導基準は別表2に定めるとおりとする。

- (1) 指定又は登録取消の処分
- (2) 指定又は登録の効力の停止の処分
- (3) 文書警告による指導
- (4) 文書注意による指導
- (5) 口頭による注意

(文書の通知)

第4条 課長は、違反行為が前条第3号から第5号の行政指導に相当すると認めるときは、給排水設備課排水設備係において、当該処分を実施するものとする。この場合において、次の各号の処分にあつては、当該各号に掲げる文書を交付するものとする。

- (1) 前条第3号 文書警告書（様式第3号）
- (2) 前条第4号 文書注意書（様式第4号）

(報告)

第5条 違反行為が第3条第1号及び第2号の処分に相当すると認めるときは、課長は、宮崎市下水道排水設備等指定工事店に関する規程（平成17年3月企業管理規定第31号。以下「規程」という。）第20条の規定に基づく審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長に報告するものとする

(処分方針の決定)

第6条 審査委員会の委員長が前条の報告を受けたときは、審査委員会を開催し、処分方針を決定する。ただし、必要に応じて、規程第22条第5項に基づき、議事の回議により処分方針を決定することができる。

(意見の陳述)

第7条 宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前条の規定により審査委員会により決定された処分方針に基づいて、宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号。以下「手続条例」という。）により聴聞又は弁明の機会の付与のための手続を開始するものとする。

(聴聞)

第8条 管理者は、前条の規定により聴聞を実施する場合は、手続条例第15条第1項の聴聞の通知は、聴聞通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

- 2 管理者は、手続条例第19条に規定する聴聞の主宰として、上下水道局の課長補佐級の職にある者を指名するものとする。
- 3 手続条例第24条第1項の規定により主宰者が作成する調書の様式は、聴聞調書（様式第6号）によるものとする。
- 4 手続条例第24条第3項の規定により主宰者が作成する報告書は、聴聞報告書（様式第7号）によるものとする。

(弁明の機会の付与)

第9条 管理者が第7条の規定により弁明の機会を付与する場合、手続条例第27条第1項に規定する弁明を記載した書面は、弁明書（様式第8号）によるものとする。

- 2 手続条例第28条の規定による弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会付与通知書（様式第9号）によるものとする。

(審査委員会への諮問)

第10条 管理者は、聴聞又は弁明の機会の付与の手続が終了した場合は、その内容に基づき第6条の処分が適当であるか、審査委員会に諮問するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の諮問事項を審査し、その結果について審査結果報告書（様式第10号）を作成し、管理者に報告するものとする。

(処分の決定と通知)

第11条 管理者は、前条第2項の報告により処分を決定し、当該処分の名宛人に通知するものとする。この場合の通知は、様式第11号又は様式第12号によるものとする。

2 前項の処分について、当該処分の名宛人となるべき指定店等が、現に排水設備工事の確認を受けている場合は、当該排水設備工事に限り完成検査終了までは施工することができる旨の条件を付すことができる。

(更新指定又は更新登録の際の停止処分期間)

第12条 指定又は登録の効力の停止の処分を受けた指定工事店の指定又は責任技術者の登録期間が満了し、更新された場合は、当該処分の残存期間は、更新された指定期間に引き継ぐものとする。

(処分の公表)

第13条 管理者は、指定の取消し又は指定の効力の一時停止の処分を受けた指定工事店をホームページ等を利用して市民へ知らせるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に宮崎市下水道排水設備等指定工事店に関する資格審査委員会要綱（以下「旧要綱」という。）によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

3 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

4 この要綱施行後に確認された違反行為については、改正後の要綱を適用する。

附 則

(施行期日)

5 この要綱は、令和4年9月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

宮崎市上下水道局排水設備指定工事店及び責任技術者の違反行為に係る審査基準							
違反分類	違反項目	下水道条例	下水道条例 施工規程	指定店規程	違反内容等	処分内容 及び違反対象	
1. 重大な違反	その他 管理者が不適当と 認める違反	第7条第2項 (3)			①施工上の安全管理を怠り、従業員を死亡させたとき。	3月以下の効力停止 対象：指定店 責任技術者	
					②施工上の安全管理を怠り、従業員を負傷させたとき。	1月以下の効力停止 対象：指定店 責任技術者	
					③施工上の安全管理を怠り、従業員以外を死亡させたとき。 人以外に重大な被害を発生させたとき。	6月以下の効力停止 対象：指定店 責任技術者	
					④施工上の安全管理を怠り、従業員以外を負傷させたとき。 人以外に重大な被害を発生させたとき。	2月以下の効力停止 対象：指定店 責任技術者	
2. 中・軽度の違反	指定店遵守事項 違反	第7条		第5条第2項 (1)	①工事の申し込みを受けたときに正当な理由がなく、拒んだとき。	軽度 対象：指定店	
				第5条第2項 (2)	②工事契約に際し、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示していないとき。	軽度 対象：指定店	
				第5条第2項 (3)	③適正な金額で工事を施工していないとき。	軽度 対象：指定店	
				第5条第2項 (4)	④工事の全部又は大部分を一括して第3者に委託し、又は請け負わせたとき。	中度 対象：指定店	
				第5条第2項 (5)	⑤指定工事店の名義を他の業者に貸与したとき。	中度 対象：指定店	
				第5条第2項 (7)	⑥責任技術者の管理の下において、工事設計及び施工をしていないとき。	中度 対象：指定店	
				第5条第2項 (8)	⑦検査等の後に手直し指示があったとき、管理者が指定する期間内の補修されないとき。	中度 対象：指定店 責任技術者	
				第5条第2項 (9)	⑧工事完了後の1年以内に生じた故障等を無償で補修しなかったとき。 ※天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り	軽度 対象：指定店	
	工事施工に関する 義務違反	第5条第1項 第7条	第3条 第4条 第5条第1項	第5条第2項 (6)	⑨工事着工前に管理者による確認を受けていないとき。 事前着工が提出されており、事前に着手しない部分を施工したとき 確認申請書を提出しているが、確認済書発行前に工事着工したとき	中度 ※()内で、完成まで しているものは中度の違 反、完成していなければ 軽度の違反 対象：指定店 責任技術者	
							第5条第2項
		第6条第1項				⑪排水設備等の工事完了後、5日以内に完成届の提出がないとき。	軽度 対象：指定店 責任技術者
						⑫理由なく長期間、排水設備等の工事完成検査を受けていないとき。	軽度 対象：指定店 責任技術者
		第7条			第13条第2項	⑬責任技術者が検査に立ち会わなかったとき。	軽度 対象：指定店 責任技術者
		責任技術者 における 届出義務違反	第7条			第12条第4項	⑭責任技術者証を紛失したが、責任技術者証再交付申請書が出されていないとき。

違反分類	違反項目	下水道条例	下水道条例 施工規程	指定店規程	違反内容等	処分内容 及び違反対象
2. 中・軽度の違反	その他 管理者が不適当と 認める違反	第7条第2項 (3)		第5条第1項	⑬排水設備工事に関する管理者からの指示事項に対し、管理者が定めた期間内に正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	中度 対象：指定店 責任技術者
					⑭防油柵にトイレの汚水が接続されたとき。	中度 対象：指定店 責任技術者
					⑰検流時に水が流れてこないとき。	軽度 対象：指定店 責任技術者
					⑱防油柵の清掃・維持管理等を施主に説明していないとき。	軽度 対象：指定店 責任技術者
3. 指定店における 届出義務違反		第7条		第3条第1項 (1)	①責任技術者が専属していないとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (2)	②排水設備工事の施工に必要な設備及び機材を有していないとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (3)	③宮崎県内に営業所がないとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (4)イ	④管理者が定める税を滞納しているとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (4)ロ	⑤破産者手続開始の決定を受けて復権していないとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (4)ハ	⑥精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (4)ニ	⑦指定が取消され、その取消の日から2年を経過しないものであることが判明したとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (4)ホ	⑧その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めに足りる相当の理由があるとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第3条第1項 (4)ヘ	⑨法人であって、役員のうち指定店規程第3条第1項(4)のロ～ホまでのいずれかに該当するとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
				第8条第1項	⑩指定店は指定の基準に適合しなくなったとき又は営業を廃止しようとするときに廃止届が提出されていないとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店
第8条第2項	⑪指定工事店で変更事項があった際に、届出が出されていないとき。	期限を定め文書警告 改善しなければ取消し 対象：指定店				
4. その他の違反	指定店遵守事項 違反	第7条		第5条第1項	①指定工事店が下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところを遵守せず、工事を施工し、担当部署から指導・処分があったとき。	関係法令に則り 指導処分を決定 する。 改善指示相当 軽度 改善命令相当 中度 処分決定 6月以下の効力停止 若しくは取消し
	工事施工に関する 義務違反	第7条		第13条第1項	②責任技術者が関係法令に従い、工事の設計、及び施工を行わず、担当部署から指導・処分があったとき。	関係法令に則り 指導処分を決定 する。 改善指示相当 軽度 改善命令相当 中度 処分決定 6月以下の効力停止 若しくは取消し

注意事項 重大な違反を2回以上行ったときの処分内容は6月以下の効力停止もしくは指定の取消し

別表2（第3条関係）

排水設備指定工事店・責任技術者処分及び行政指導基準

○重大な違反

違反内容に応じて6月以下の停止又は取消し

○中・軽度の違反

①		点数合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		処分内容	←口頭注意→				←文書注意①→				←文書警告①→				1月以下の停止	
②	1月以下の停止後	点数合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
		処分内容	←文書注意②→				←文書警告②→				3月以下の停止					
③	3月以下の停止後	点数合計	1	2	3	4	5	6	7	8						
		処分内容	←文書注意③→		←文書警告③→				6月以下の停止							
④	6月以下の停止後	点数合計	1	2	3	4	5									
		処分内容	←文書警告④→				6月以下の停止又は取消し									

軽度	1点
中度	2点

○指定店における届出義務違反

提出期限を定めて文書警告

※期限内の届出が無い場合は取消し

○その他の違反

違反内容に応じて対応

○備考

1. 同時に同内容の違反内容が複数ある場合であり、てん末書の自己申告にて発覚した場合、同程度の複数の違反内容がある場合も1件とする。
2. 同時に「軽度の違反」「中度の違反」「重大な違反」が混在した複数の違反内容の場合は「軽度の違反」「中度の違反」「重大な違反」の枠ごとに処分内容を決定する。但し複数の処分内容の中で最も重い処分を科す。
3. 行政指導・行政処分が終了した日から2年間違反行為が無かった場合、2年が経過した時点で行政指導・行政処分の履歴は消滅する。ただし、違反行為の発覚が前回行政指導・行政処分終了日から2年を経過していたとしても、違反行為日が前回行政指導・行政処分終了日から2年を経過していない場合は、行政指導・行政処分の履歴は消滅しなかったものとみなす。遡及する期間は原則5年とする。
4. 指定停止期間中に違反行為を行った場合は、停止処分終了後違反内容に応じた行政指導・行政処分を行う。
5. 取消処分から2年経過したら再度、指定及び登録の申請ができる。

様式第1号

年 月 日

違反行為てん末書

宮崎市上下水道事業管理者 殿

登録番号 第 号

指定工事店

代表者

登録番号 第 号

責任技術者

1. 排水設備所在地
2. 土地所有者（排水設備所有者）名
3. 排水設備工事申請(予定)者名
4. 事実経過（添付資料：位置図、平面図、施工図、その他）
5. 対応策
6. 他の違反行為の有無

・有（ _____件 ）・・・・・・内容等詳細は裏面に記入

・無

他の違反行為報告書

●違反行為件数 _____件

1 件目

①工事場所

②排水設備工事申請者名

③違反行為内容

④違反行為日

2 件目

①工事場所

②排水設備工事申請者名

③違反行為内容

④違反行為日

※虚偽の記載をした場合には、不利益に取り扱われる場合があります。

違反行為調査兼報告書

1. 排水設備指定工事店・責任技術者

指定工事店登録番号 _____ 責任技術者登録番号 _____

指定工事店名 _____

責任技術者名 _____

2. 工事場所

宮崎市 _____

3. 工事申込者住所及び氏名

住所 _____

氏名 _____

4. 違反行為てん末書の（様式第1号）提出の有無等

提出済 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

未提出 理 由 _____

5. 違反行為調査状況、是正指導及び処分等方針（案）

①違反行為確定日
_____ 年 _____ 月 _____ 日

②違反行為調査内容（概要）

③是正指導内容

④指導・処分方針（案）

様式第3号

宮 上 給 第 号
年 月 日

(登録番号第 殿
号)

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

文 書 警 告 書

この度の貴社（貴殿）の行為は、下記のとおり下水道条例第7条第2項に規定する違反行為に該当すると認められるので、宮崎市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者の違反行為に係る事務処理要綱第4条の規定に基づき、速やかに業務改善するよう警告します。

記

1. 違反内容：
2. 工事場所：
3. 根拠法令：
4. 現在の積み上げ位置：
※違反履歴消滅日： 年 月 日（今後違反が無い場合）
5. 業務改善期限： 年 月 日

文書取扱
宮崎市上下水道局 管理部
給排水設備課 排水設備係

様式第4号

宮 上 給 第 号
年 月 日

殿
(登録番号第 号)

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

文 書 注 意 書

この度の貴社（貴殿）の行為は、下記のとおり下水道条例第7条第2項に規定する違反行為に該当すると認められるので、宮崎市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者の違反行為に係る事務処理要綱第4条の規定に基づき、速やかに業務改善するよう注意します。

記

1. 違反内容：
2. 工事場所：
3. 根拠法令：
4. 現在の積み上げ位置：
※違反履歴消滅日： 年 月 日（今後違反が無い場合）
5. 業務改善期限： 年 月 日

文書取扱
宮崎市上下水道局 管理部
給排水設備課 排水設備係

様式第5号

年 月 日

住 所

殿
(登録番号第 号)

宮崎市鶴島3丁目252番地
宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

聴 聞 通 知 書

今回、貴社（貴殿）の行為について、宮崎市下水道排水設備等指定工事店に関する規程第20条に定める宮崎市下水道排水設備等指定工事店審査委員会で指定の取消しについて審査することとしたため、宮崎市行政手続条例第13条第1項第1号イの規定に基づき、下記の要領により聴聞を行いますので、出頭されるよう通知いたします。

なお、正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、同条例第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合は同条例第23条第1項の規定により聴聞を終結します。

記

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

宮崎市下水道排水設備等指定工事店（責任技術者）としての指定（登録）の取消し
下水道条例第 条の 第 項第 号

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

年 月 日（曜日） 時 分

宮崎市上下水道局 室

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の

名称及び所在地

宮崎市下水道排水設備等指定工事店審査委員会

事務取扱 宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係

〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地

(5) 聴聞にあたっての留意事項

イ 貴社（貴殿）は聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに許可を得て質問をすることができます。

ロ 聴聞の期日の出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

ハ 聴聞が終結するまでの間、今回の不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(文書取扱：宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係)

※内容証明郵便とするため、正式文書の様式は1頁 20字×26行とする。

様式第 6 号

年 月 日

聴 聞 調 書

主宰者

印

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 主宰者の職名及び氏名
- (4) 聴聞の期日に出頭した者の氏名及び住所
- (5) 説明を行った局職員の職名及び氏名
- (6) 行政庁の職員の説明の趣旨
- (7) 当事者等の陳述の要旨（提出された行政手続条例第 2 1 条第 1 項の陳述書における意見の陳述を含む。）
- (8) その他参考となるべき事項

様式第7号

年 月 日

聴 聞 報 告 書

上下水道事業管理者 殿

主宰者

印

(1) 主宰者の意見

(2) 前号の意見についての理由

(3) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張

様式第8号

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 殿

(登録番号第 号)
指定工事店

弁 明 書

行政手続条例第27条第1項の規定により、以下のとおり弁明します。

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
2. 不利益処分の原因となる事実
3. 弁明の内容

様式第9号

年 月 日

指定工事店 殿
(登録番号第 号)

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

弁明の機会付与通知書

行政手続条例第28条の規定により、次のとおり弁明の機会を付与しますので通知します。

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
2. 不利益処分の原因となる事実
3. 口頭による弁明の機会の付与有り
出頭すべき日時及び場所
4. 口頭による弁明の機会の付与無し
弁明書の提出先及び提出期限

文書取扱
宮崎市上下水道局 管理部
給排水設備課 排水設備係

様式第10号

宮 上 給 第 号
年 月 日

審査結果報告書

宮崎市上下水道事業管理者 殿

下水道排水設備等指定工事店審査委員会
委員長

宮崎市下水道排水設備等指定工事店に関する規程第20条に基づく、宮崎市下水道排水設備等指定工事店審査委員会による審査の結果、下記指定工事店（責任技術者）については（指定（登録）の取消し・指定（登録）の効力停止）が妥当との結論になりましたので報告いたします。

氏名又は名称

登録番号

住 所

代表者氏名

添付資料

聴聞調書・聴聞報告書・経過報告書・その他

指定（登録）の効力停止について（通知）

登録番号 第 号
指定工事店（責任技術者） 殿

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

宮崎市下水道条例(以下「条例」という。)第7条第2項の規定に基づき、 年 月 日
付けで排水設備等指定工事店（責任技術者）を 月の指定（登録）の効力停止としたので通
知します。

なお、この処分が決定した日の前日までに、条例第5条第1項の確認を受けた工事につい
ては完了検査までは受けてください。当該排水設備工事に限り条例第6条第2項の完了検査
終了後にこの処分の効力が発生します。

1. 指定（登録）の効力停止期間
年 月 日 ～ 年 月 日

2. 指定（登録）の効力停止の根拠

3. この処分に関する不服申し立ての教示については、別紙のとおりとします。

なお、宮崎市下水道排水設備等指定工事店証は、本通知受領後7日以内に管理者に返納し
てください。

事務取扱

宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係
電話

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表する者は宮崎市上下水道事業管理者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

指定（登録）の取消について（通知）

登録番号 第 号
指定工事店名（責任技術者） 殿

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

宮崎市下水道条例（以下「条例」という。）第7条第2項第 号の規定に基づき、
年 月 日付けで排水設備等指定工事店（責任技術者）としての指定（登録）を
取消したので通知します。

なお、この処分が決定した日の前日までに、同条例第5条第1項の承認を受けた工
事については完了検査までは受けてください。当該排水設備工事に限り同条例第6条
第2項の完了検査終了後にこの処分の効力が発生します。

1. 指定（登録）取消しの根拠
2. この処分に関する不服申し立ての教示については、別紙のとおりとします。

なお、宮崎市下水道排水設備等指定工事店証は、本通知受領後7日以内に管理者に
返納してください。

事務取扱
宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係
電話

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表する者は宮崎市上下水道事業管理者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。